

事務連絡
令和7年11月21日

記

各 都道府県・指定都市・中核市

包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）担当課 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
地域共生社会推進室令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の取扱いについて
(令和8年度予算概算要求の考え方)

日頃より、地域共生社会の実現及び包括的な支援体制の整備に向けて、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域共生社会は、今後の我が国における人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化等に対応するための理念であり、その実現は極めて重要な政策課題です。

これを実現するため、社会福祉法ではすべての市町村に対し、包括的な支援体制の整備に係る努力義務を規定しており、取組が進められているところです。厚生労働省では、現役世代の生産年齢人口の減少に加え、65歳以上の高齢者数がピークを迎える2040年に向けて、すべての市町村で、誰一人取り残されることのない包括的な支援体制が整備されるよう、各種制度の見直しの検討を進めています。

その見直しの一つとして、先般お伝えしたとおり、

- ・ 小規模市町村をはじめとする、重層的支援体制整備事業を実施しない市町村を含め、今後すべての市町村において各市町村の実情に応じた方法で包括的な支援体制の整備を進めていく観点
- ・ その手段の一つである重層的支援体制整備事業の実施効果をより高める観点
- ・ 令和8年度以降に新たに重層的支援体制整備事業を開始する市町村の多機関協働事業等に要する費用への交付を可能な限り行う観点

から、令和8年度概算要求において、重層的支援体制整備事業を実施していない市町村（同事業から移行する場合を含む）を対象とする機能集約化アプローチに係るモデル事業や、地域運営組織等地域との連携・協働を進めるモデル事業を盛り込んだ一方で、重層的支援体制整備事業については、改めてその趣旨・目的を示した上で、これを踏まえた事業運用がなされるよう、同事業交付金の取扱いを見直す予定です。

以下に、令和8年度予算概算要求の考え方として、同年度以降の同事業交付金の取扱いを示しますのでご了承ください。（今後、政府予算の決定に向けてさらに調整を進めていきますので、その過程で変更される場合があります。）

都道府県におかれては、管内市町村（指定都市・中核市を除く。）への周知をお願いします。

1 重層的支援体制整備事業の趣旨・目的

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備を進めるための1つの手段で、
 - ・ 高齢・障害・こども・生活困窮分野の各分野（メインシステム）を活用するのみでは、直ちに同体制に必要な機能を確保することが難しい市町村において、
 - ・ 主に体制整備の初期の段階でこれを活用し、同事業の交付金や社会福祉法の支援会議等の仕組みにより人員体制等を強化し、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力の向上や、関係機関等の連携体制の構築等を図ることで、
 - ・ 各分野の支援関係機関等の間で対応できる範囲を拡大することを目指すもの（サブシステム）です。

（※）令和2年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究」により作成された「重層的支援体制整備事業に関わるようになった人に向けたガイドブック」も参照ください。

実施主体（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）HP

: https://www.murc.jp/houkatsu_09/

- このため、同事業を実施する市町村は、上記について庁内外の関係者と共有した上で、各分野の支援関係機関等や支援者の対応力が向上しているか、関係機関等の連携体制の構築等が図られているか等の観点から、同事業の評価・検証をお願いします。
- 実施効果の評価や検証の観点の詳細は、「市町村における包括的な支援体制の整備プロセス・評価方法に係る調査研究」（令和7年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業分））の結果等も踏まえ、追ってお示しします。

2 令和8年度の重層的支援体制整備事業交付金の取扱い

- (1) 多機関協働事業等に要する費用への交付割合の見直し
 - 重層的支援体制整備事業の開始から5年が経過した市町村については、多機関協働事業等に要する費用への国の交付割合を2分の1から3分の1に、都道府県の交付割合を4分の1から3分の1に見直します。
 - また、事業開始前年度の財政力指数が1を超える市町村（事業開始年1月1日時点の人口が10万人未満の市町村を除く。）及び特別区については、同事業の開始年度に関わらず、多機関協働事業等に要する費用への国の交付割合を2分の1から3分の1に、都道府県の交付割合を4分の1から3分の1に見直します。加えて、同事業の開始から5年が経過した際には、国の交付割合を3分の1から4分の1に見直します（都道府県の交付割合は3分の1のままとします）。
- (2) 多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の見直し
 - 多機関協働事業等に要する費用への交付基準額の構成を、従前より実施要綱等で実施をお願いしてきた事項を行う市町村の取組を評価する観点から、本体額と加算額の合計額に見直し、それぞれの額及び加算要件は以下のとおりと想定しています。なお、本体額と加算額は、令和7年度以前に重層的支援体制整備事業を開始した市町村と令和8年度に同事業を開始する市町村、それぞれ定める予定です。

① 令和7年度以前に同事業を開始した市町村の本体額・加算総額（単位：千円）

人口規模	見直し後			見直し前
	本体額	加算総額	合計額	
1万人未満	11,000	4,400	15,400	15,000
1万人以上～3万人未満	13,000	5,200	18,200	18,000
3万人以上～5万人未満	15,000	6,000	21,000	21,000
5万人以上～10万人未満	17,000	6,800	23,800	25,000
10万人以上～20万人未満	20,000	8,000	28,000	30,000
20万人以上～30万人未満	23,000	9,200	32,200	35,000
30万人以上～40万人未満	26,000	10,400	36,400	40,000
40万人以上～50万人未満	33,000	13,200	46,200	50,000
50万人以上	35,000	14,000	49,000	55,000

② 令和8年度に同事業を開始する市町村の本体額・加算総額（単位：千円）

人口規模	本体額	加算総額	合計額	(参考)
				移行準備事業 補助基準額
1万人未満	7,000	2,800	9,800	5,000
1万人以上～3万人未満	8,000	3,200	11,200	6,000
3万人以上～5万人未満	9,000	3,600	12,600	7,000
5万人以上～10万人未満	10,000	4,000	14,000	8,000
10万人以上～20万人未満	11,000	4,400	15,400	10,000
20万人以上～30万人未満	13,000	5,200	18,200	12,000
30万人以上～50万人未満	14,000	5,600	19,600	13,000
50万人以上	15,000	6,000	21,000	15,000

③ 加算要件（全市町村共通）

下表左の要件を満たす市町村は、右の額を本体額に加算する。

	加算要件	加算額
1	包括的な支援体制の整備という目的に照らし、どのような手段を活用することが適切か、地域住民を含む幅広い関係機関等とともに検討するプロセスを経て、重層的支援体制整備事業を実施している市町村	本体額 ×20%の額
2	社会福祉法第106条の5に定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定している市町村	本体額 ×10%の額
3	同計画において、重層的支援体制整備事業の実施目標や事業評価・見直しに関する事項が定められている市町村	本体額 ×10%の額

3 重層的支援体制整備事業交付金の今後の取扱い（中長期的検討）

○ 上記1においてお示した重層的支援体制整備事業の評価・検証の実施状況等を踏まえつつ、各分野の支援関係機関等や支援者等の対応力の強化の状況、連携体制の構築状況、多機関協働事業等における対応状況に係る実態把握を行った上で、必要な交付水準等を検討し、必要に応じて交付金の取扱いの見直しを行う予定です。

○ 2040年に向けて、すべての市町村での包括的な支援体制の整備を目指し、取組を進めていくため、包括的な支援体制の整備のための手段として重層的支援体制整備事業を実施する市町村にあつては、地域福祉計画の2期間（概ね10年程度）を目途に、各分野の支援関係機関等や支援者等の強化や連携体制の構築を目指し（※）、1に記載の内容を踏まえて、事業の評価や検証を進めていただくようお願いします。

（※）例えば、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業における住まい相談支援体制の強化、同事業によるアウトリーチ支援、就労準備支援事業、認定就労訓練事業、地域居住支援事業、各事業を通じた地域づくり、介護保険制度の生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業等を活用することも考えられます。

○ なお、上記2においてお示した重層的支援体制整備事業交付金の見直しを通じて、令和9年度以降、令和8年度以降に重層的支援体制整備事業を開始した市町村に対して、予算の範囲内で基準額を見直す場合もあります。

○ 1～3の内容について、管内市町村に対するものを含め、説明を希望する場合は、下記担当宛メールでご連絡ください。

4 その他

○ 令和8年度の重層的支援体制整備事業の実施意向については、「令和8年度重層的支援体制整備事業実施予定調査について」（令和7年10月8日厚生労働省社会・援護局地域福祉課ほか事務連絡）において調査を行っていましたが、本事務連絡の内容を踏まえ、同調査において、同年度に同事業を実施する意向を示していた市町村のうち、実施意向を変更する市町村にあつては、これを受け付けます。

都道府県におかれては、管内市町村の同年度の実施意向を今一度確認し、実施意向を変更する市町村がある場合には、11月28日（金）までに、下記担当宛メールでご連絡ください。また、指定都市・中核市におかれても、同年度の実施意向を変更する場合は、同日までに、下記担当宛メールでご連絡ください。

（※）調査のうち、（3）問4の対象経費支出予定額に係る回答訂正は受け付けません。

○ なお、11月29日以降、令和8年度の実施意向の取り下げを行う市町村については、同年度の重層的支援体制整備事業交付金の交付がなされないほか、重層的支援体制整備事業としても実施することができる事業に対する交付金（※）からの交付も、重層的支援体制整備事業を実施しない市町村に対する交付終了後、予算に残額がある場合のみ行うこととしますので、ご留意ください。

(※) 重層的支援体制整備事業としても実施することができる事業とそれに対する交付金等

- 高齢分野：地域支援事業交付金
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）、地域介護予防活動支援事業、
生活支援体制整備事業
- 障害分野：地域生活支援事業費等補助金
障害者相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業
- 子ども分野：子ども・子育て支援交付金
利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業
- 生活困窮者分野：生活困窮者自立相談支援事業費等負担金、
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村相談事業
生活困窮者支援等のための地域づくり事業

以上

[担当]

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

地域共生社会推進室

Tel：03-5253-1111(代表) 内線 2233・2289

Mail：chiki-kyousei@mhlw.go.jp